

(離婚の合意等)

第1条 夫〇〇〇〇(以下「乙」という。)と妻〇〇〇〇(以下「甲」という。)は、本日、両者間の未成年の長男〇〇(平成〇年〇月〇日生、以下「丙」という。)及び二男〇〇(平成〇年〇月〇日生、以下「丁」という。)の親権者を甲と定め、甲において監護養育することとして協議離婚する(以下「本件離婚」という。)こと及びその届出を速やかに行うことを合意し、かつ、本件離婚に伴う給付等について次のとおり合意した。

(養育費)

第2条 乙は甲に対し、丙及び丁の養育費として、離婚届出の受理の前後を問わず、平成〇〇年〇月から、丙及び丁がそれぞれ満〇〇歳に達する日の属する月まで、各人について1か月金〇万円ずつの支払義務あることを認め、これを、毎月〇日限り、甲の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法によって支払う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

2 甲と乙は、丙及び丁の進学、病気等による特別の費用の負担については、別途協議するものとする。

3 甲と乙は、将来、物価の変動、失職その他の事情の変更があったときは、丙及び丁の養育費の変更について、誠実に協議し、円満に解決するものとする。

(面会交流)

第3条 甲は、乙が丙及び丁と面会交流することを認める。

2 面会の具体的な日時、場所、方法等は、甲と乙が、丙及び丁の福祉に十分配慮しながら協議して定めるものとする。

(慰謝料)

第4条 乙は甲に対し、本件離婚による慰謝料として、金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを平成〇〇年〇月〇日限り、甲の指定する金融機関の預金口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。

(分割の場合)

乙は甲に対し、本件離婚による慰謝料として、金〇〇万円の支払義務(以下「本件債務」という。)のあることを認め、本件債務は、分割払とし、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月まで、毎月〇日限り、金〇〇万円を、金融機関の預金口座に振り込み又は持参して支払う。振込手数料は乙の負担とする。

2 乙は、前項の分割金の支払を1回でも怠った場合には、当然に期限の利益を失い、甲に対し、直ちに残債務全額を支払う。

(財産分与)

第5条 甲は乙に対し、本件離婚に伴う財産分与として次の不動産の所有権を給付することとし、同不動産について、本件離婚届出の受理の有無にかかわらず、上記財産分与を登記原因として乙のために所有権移転登記手続をする。登記手続費用は乙の負担とする。

(不動産の表示 略)

(通知義務)

第6条 乙が勤務先又は住所を変更したときは、乙は直ちに甲に通知する。甲が預金口座又は住所を変更したときは、甲は直ちに乙に通知する。

(清算条項)

第7条 甲及び乙は、本件離婚に関し、以上をもってすべて解決したものとし、今後、財産分与、慰謝料等名目のいかんを問わず、互いに何らの財産上の請求をしない。

2 甲及び乙は、本公正証書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(強制執行認諾)

第8条 乙は第2条及び第4条の債務の履行を遅滞したときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。